

野田市農業委員会総会会議録（第8回）

1. 野田市農業委員会会长齊藤和夫は令和7年8月7日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所2階中会議室1.2に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1番 川辺 茂	2番 山田 賢一
3番 筑井 正	4番 齊藤 和夫
5番 石塚 正夫	6番 遠藤 一浩
8番 荒木 大輔	9番 染谷 美佐夫
10番 宇佐見 稔久	11番 後藤 和久
12番 鳩貝 直子	13番 藤井 愛子

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第6号 農用地利用配分計画の中途解約について

報告第7号 農地使用貸借契約の解約通知について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小島 信明
事務局長補佐	宮本 武志
農地農政係長	初見 利津子
主事	上田 和充

議長 《開会宣言》

ただいまから令和7年第8回野田市農業委員会総会を開会します。

事務局より報告がありました、吉岡委員、体調不良により、欠席です。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

続いて、議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

一異議なしの声多数一

異議なしと認めます。

13番 藤井 愛子 委員

1番 川辺 茂 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第5号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。申請地は、畳2筆1,035平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は耕作が困難なため。

譲受人は申請地から近い場所で飲食店を経営しており、自身で作付けした野菜を食材として利用するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

宇佐見委員 今月は1班が担当で、8月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号 申請番号1番から5番、議案第2号申請番号1番、議案第3号 申請番号1番、2番、議案第5号申請番号1番、2番については藤井委員、議案第1号 申請番号6番、7番、議案第3号 申請番号3番から6番については遠藤委員が報告します。

それでは、議案第1号 申請番号1番について藤井委員から報告をお願いします。

藤井委員 申請番号1番について報告します。

申請地は畝2筆で、保全管理された農地でした。

先ほど、事務局でも説明がありましたが、譲受人は飲食店を経営し、自分で作った作物をお店で提供したいとのことです。

現地調査班としましては現地を確認し、現地は問題ありませんでしたが、申請者が新規就農ということもあり、皆さんと一緒に申請者から事業計画について、説明を受けたうえで審議するという判断をしました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

一申請人入室一

議長 それでは自己紹介をしていただいてから、事業計画等の説明をお願いします。

申請人 一自己紹介及び事業計画等説明一

議長 みなさん、ご質問をお願いします。

筑井委員 一耕作物を消費する飲食店について、質問一

申請人 一耕作物を消費する飲食店について回答一

筑井委員 一農機具の所有について質問一

申請人 一農機具の所有について回答一

宇佐見委員 一栽培方法について質問一

申請人 一栽培方法について回答一

山田委員 一所有権移転による耕作について質問一

申請人 一所有権移転による耕作について回答一

山田委員 一通作の所用時間について質問一

申請人 一通作の所用時間について回答一

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。

周りの方々に草で迷惑をかけないようにお願いしますね。

申請人 はい、かしこまりました。

—申請人退席—

議長 続きまして、申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、田3筆 合計4,778平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

藤井委員 申請番号2番について報告します。

申請地は田3筆で作付けされている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畠5筆 合計4,189平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、新規就農となりますが、本件土地は市民農園的な利用をされており、譲受人もこの

場所で耕作している状況になります。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

藤井委員 申請番号3番について報告します。

事務局からの説明にありましたが、この土地は市民農園的な利用がされており、すべて耕作されている状況です。

譲受人は土地を購入したあと、市民農園として正式に手続きをすることです。

現地調査班としましては、申請者が新規就農ということもあり、また、市民農園としての利用であることから、皆さんと一緒に申請者から事業計画について、説明を受けたうえで審議するという判断をしました。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

一申請人入室一

議長 それでは自己紹介をしていただいてから、事業計画等の説明をお願いします。

申請人 一自己紹介及び、事業計画等説明一

荒木委員 一最終的に市民農園として残すか、自分で耕作するか質問一

申請人 一最終的に自分で耕作することを回答一

荒木委員 一農機具について質問一

申請人 一農機具について回答一

荒木委員 ありがとうございます。

後藤委員 一市民農園としての貸出区画数及び隣地とのトラブル対応について質問一

申請人 一区画数及びトラブル対応について回答一

荒木委員 一借り手の把握について質問一

申請人 一現状について回答一

議長 一外にありますか。—

筑井委員 前の地主の方と、市民農園を借りられてる方、間に○○さんが入っているとしても、今度はあなたと借りている方との契約になるということをお互いに理解できているんですかね。

いつのまにか大家さんが変わったということですから、その辺は問題ないんですか。

あと、事務局に聞きたいんですけど、市民農園というのは、3条での貸し借りするんですよね。

3条とかクリアできちゃってるんですかね。

事務局 こちらの案件は、市民農園という手続きをとらずに、やっておられたんですね。

本来は、それって芳しくないんですが、ただ、総合的に判断させていただきました。

あそこの場所は、ちょっと放置したらすぐ荒れちゃうところを、みんなで効率よく耕作して頂いているということです。

今回、地権者の方がどうしても手放したいということです。

筑井委員 一耕作者が地権者が変わることを理解しているか質問—

申請人 一現状について回答—

議長 よろしいですか。

今現在、借りている人には損がないようにお願いしますね。

私も大体この辺だろうってのはわかるんで、あそこは作らないと1年やそこらですぐ荒れてしまうようなところだと思いますので。

それともう一つ、出来た物は売先を考えてもらって。

あそこら辺のスーパーは、地場野菜も時々取り扱っているようなので、頑張って頂きたいと思います。

外にございますか。

山田委員 一売上計画について質問—

申請人 一売上計画について回答—

山田委員 一職業について質問—

申請人 一職業について回答—

山田委員 農家で食っていくんだということになってくれば、しっかりした目標数値を作って頑張って頂きたいなと、思います。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。
—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。
—申請人退席—

議長 続きまして、申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畠1筆 222平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、耕作が困難なため。

譲受人は、新規就農ではありますが、家庭菜園として自家消費のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

藤井委員 申請番号4番について報告します。

申請地は畠で、1筆で耕作されている農地でした。

本件土地では隣接地に居住する譲受人が耕作を行っておりました。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畠2筆 合計1,029平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

譲渡人は弁護士により相続財産清算のため。

譲受人は新規就農のためとなります。

譲受人は実際には申請地の近くに居住していますが、お子さんの通学のため、市外に住民票を移している状況です。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

藤井委員 申請番号5番について報告します。

申請地は畠2筆で、雑草が生えている状態でした。

現地調査班としましては現地を確認し、現地は問題ありませんでしたが、申請者が新規就農ということもあり、皆さんと一緒に申請者から事業計画について、説明を受けたうえで審議するという判断をしました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越し頂いておりますので、入室させます。

—申請人入室—

議長 それでは自己紹介をしていただいてから、説明をお願いします。

申請人 —自己紹介—

議長 何かご質問ありますか。

筑井委員 —居住地について質問—

申請人 —居住地について回答—

筑井委員 —農機具の運搬について質問—

申請人 —農機具の運搬について回答—

藤井委員 —耕作人数について質問—

申請人 —耕作人数について回答—

藤井委員 新規就農ですからね。

頑張って下さいね。

議長 これから農地を購入して始めるんですからね。

草もたくさん生えてきますけど、お隣の農地に迷惑をかけることのないよう、一生懸命やっていってくださいね。

申請人 はい、気づいたときにはお隣の草も抜いて、お互いサポートし合えるような関係になれ

るよう、取り組んでいきます。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

議長 続きまして申請番号 6 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆 畑 5 筆 合計 4,861 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号 6 番について報告します。

申請地は田 1 筆 畑 5 筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 7 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 7 番についてご説明いたします。

申請地は、畠 1 畠 482 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号 7 番について報告します。

申請地は畠 1 筆で、少し雑草が生えていましたが、全体的には保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 1 号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 一申請番号 4 番の持分について質問一

事務局 一所有権及び持分について回答一

筑井委員 所有権はそれでわかったけど、耕作しようとしたらどうなるんだろうね。

事務局 どっからどこまでが 8 分の 3 で、どっからどこまでが 8 分の 5 とは線引きできませんので、これは農地法の話ではなくなっています。

筑井委員 わかりました。

議長 外に、ございませんか。

一質疑なしの声あり一

質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号 申請番号 1 番についてご説明いたします。

3 ページをご覧ください。

申請地は、畠 1 筆 194 平方メートルとなっております。

転用の目的は専用住宅です。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

藤井委員 申請番号1番について報告します。
農地区分と被害防除の観点から申し上げます。
申請地は、市役所からおおむね1キロメートル以内であることから、第2種農地であると判断されます。
当該地の現況は、保全管理されている農地でした。
給排水関係は、申請地東側道路から給水管を引き込み、敷地内に合併浄化槽を設置し、処理後に道路側溝へ排水する計画です。
雨水については宅地内浸透となります。
周辺農地への被害防除対策は、周囲をブロック塀で囲う計画となっております。
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。
以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に、7ページ議案第3号申請番号6番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。
まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。
次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。
以上が共通している許可検討事項になります。
それでは申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。
まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。
土地改良区の意見書については、添付されております。
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。
以上です。

議長 ただいま議案第2号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。
質問やご意見のある方は、举手をお願いします。

筑井委員 はい、専用住宅っていうのは農家住宅ですか。

事務局 いいえ、一般住宅なんです。

筑井委員 第2種農地で、問題ないんですか。

事務局 都市計画法上の規制はいくつかありますけれども、その中でということなら調整区域でも建てられます。

筑井委員 所有権移転はできないけれども、4条だったら条件を満たせば建てられるってことなんだ。

議長 外に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畠3筆 合計2,283平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による駐車場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

藤井委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地は多少雑草が生えている程度ですが、道路際が碎石敷となっており、始末書を添付しております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプ及びロープで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、畠 4 筆 合計 2,495 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸し車両置場及び貸し駐車場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

藤井委員 申請番号 2 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプ・鋼板で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番についてご説明いたします。5 ページをご覧ください。

申請地は、畠 6 筆 合計 2,819 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号 3 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、安全鋼板で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、畳8筆 合計6,058平方メートルとなっております。

転用の目的は、一時転用を伴う賃借権設定による仮設事務所及び工事車両置場用地です。

一時転用の期間は、物流倉庫の工事期間を考慮し許可日から令和9年12月までとなっております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地は全体的に雑草が生えている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を安全鋼板で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、畳1筆 468平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場及び貸し資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号 5 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地であると判断されますが、既存施設の拡張のため例外規定に該当します。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、短管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆 畑 2 筆 合計 744 平方メートルとなっております。

転用の目的は賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号 6 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、全体的に保全管理されていますが、コンクリートが一部分敷かれていることから始末書が添付されています。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を柵等で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第3号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、举手をお願いします。

筑井委員 すいません、現地調査行けなくて。

申請番号⑤、地番△△ですが、これ飛地だと思うんですけれども、第1種農地だという理由を確認したいんです。

事務局 こっちの道路から入って、手前に雑種地があって、奥に農地があって、さらに先を見ると、また農地があって、さらにずっと見ていくと、奥の広い農地につながっていきますので、第1種農地という判断になります。

筑井委員 あそこは、圃場との間に道路があって遮断されていても、1種という解釈なんですね。

飛地なんだけど、第1種農地になっちゃうんだね。

議長 外に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議長 議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 申請番号1番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和44年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成16年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま議案第4号について事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、举手をお願いします。

筑井委員 こっちが元々住んでいたところで、これを取り壊して隣に専用住宅を建てるって。

事務局 はい、そうです。

都市計画課の考え方をお話ししますと、今回取り壊してしまうそちらにはもう建てられない。で、こちらに専用住宅を建てます。
この100何十m²の敷地の中での建て替えはOKですが、取り壊したそちらにはもう建てられません。

そういう考え方みたいですね。

筑井委員 わかりました。

議長 外に、ございませんか。

一質疑なしの声あり一

質疑なしと認めます。
これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。
一全員挙手一

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。

申請番号1番、2番については、関連する案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号申請番号1番、2番についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

申請地は畠1筆3,035平方メートルですが、二人の共有持分がそれぞれ1/2となっていることから、申請番号が1番2番となっております。

令和6年10月16日に相続が発生しております。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

藤井委員 申請番号1番、2番について報告します。

申請地は市街化区域内にあり、現地は芝の作付けがされており良好な状態でした。

現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第5号の事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

一質問・答弁一

特に、ございませんか。

一質疑なしの声あり一

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 報告事項に移ります。

「報告第1号から第7号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から第7号についてご説明いたします。

報告事項の1ページから4ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の権利移動の届出は、2件受理しております。

次に5ページから7ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、7件受理しております。

次に8ページから10ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、9件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に11ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条の規定による合意解約について、3件提出がありました。

次に12ページをご覧ください。

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約について、1件提出がありました。

次に13ページ・14ページをご覧ください。

報告第6号 農用地利用配分計画の中途解約について、4件提出がありました。

次に15ページをご覧ください。

報告第7号 農地使用貸借契約の解約通知について、1件提出がありました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

後藤委員 12ページの中途解約っていうのは、どういうことですかね。

事務局 今の中間管理ではなくて、昔の利用集積の解約ですね。

後藤委員 結構広いけど、このあとどうするんですか。

事務局 2反くらいですかね。

今、この地域で田んぼをやりたいって人がいらっしゃいまして、地区の筑井委員にはお話をさせていただいているところなんです。

議長 現状は作付けしているの。

筑井委員 ここはくわしく知らないけど、でもこの地番でこの広さなら、してないわけないよね。

誰か作っているよね。

山田委員 多分、今でも作っていると思いますよ。

色々と問題はあったようですが、解約を出す前に作付けしたと思います。

詳しいことは松沼委員が知っているはずです。

筑井委員 私の知ってる◇◇さんとこの方が一緒なら、ご苦労されているみたいですね。

議長 外にございませんか

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後 2 時 50 分)